

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年2月27日提出

旭川市長 今津寛介

石 前 聖 香	●●●●●●●●●●●●●●●●
浦 本 善 光	●●●●●●●●●●●●●●●●
加 藤 章 広	●●●●●●●●●●●●●●●●
川 島 政 吉	●●●●●●●●●●●●●●●●
堤 明 彦	●●●●●●●●●●●●●●●●
津 村 利 幸	●●●●●●●●●●●●●●●●

(説 明)

人権擁護委員浦本善光氏、佐々木斎氏、田中眞智子氏、堤 明彦氏、猫山房良氏及び宮森雅司氏は、令和8年9月30日をもって任期満了となるため、その後任の候補者を法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めようとするものである。

令和7年度旭川市一般会計補正予算について

令和7年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年3月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年3月12日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額を定めることについて

令和7年12月31日に生活保護システム機器の賃貸借契約を解除したことで損害を与えたために、本市が支払う損害賠償の額を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月12日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額 22,674,080円

旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月17日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

旭川市副市長の定数を定める条例（昭和39年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説 明）

副市長の定数を改定するために、旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市副市長の選任について

旭川市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を
求める。

令和8年3月17日提出

旭川市長 今 津 寛 介

熊 谷 好 規



(説 明)

旭川市副市長中村 寧氏は、令和8年3月3日をもって任期満了となったため、その後任の
副市長を選任したいので、議会の同意を得ようとするものである。

旭川市副市長の選任について

旭川市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を
求める。

令和8年3月17日提出

旭川市長 今 津 寛 介

佐 藤 昌 彦



(説 明)

旭川市副市長菅野直行氏は、令和8年4月11日をもって任期満了となるため、その後任の
副市長を選任したいので、議会の同意を得ようとするものである。

旭川市監査委員の選任について

旭川市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月17日提出

旭川市長 今津寛介

金澤匡貢



(説明)

旭川市監査委員大鷹明氏は、令和8年3月31日をもって任期満了となるため、その後任の監査委員を選任したいので、議会の同意を得ようとするものである。